

平成26年11月4日(火)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>皆さんこんにちは。定刻となりましたので始めたいと思います。</p> <p>さて、本日の配布資料等ですが、(確認する)</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況ですが、7番 古田明敏 委員、15番 木林敏則 委員、25番 野地良久 委員、36番 松本初男 委員が欠席ですので、委員37名中33名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、「国東市農業委員会会議規則」によりまして、会長の本総会の開会宣言及び議事進行をよろしく願います。</p>
会 長 議 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番 山本良一 委員、4番 小野義雄 委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。</p>
事 務 局	<p>議案第46号についてご説明させていただきます。案件は1件でございます。</p> <p>申請番号33号でございますが、土地は国見町 [REDACTED] 地目は畑 面積313㎡です。</p> <p>渡人は、国見町 [REDACTED] 歳 受人は、豊後高田市 [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人の管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>また、受人の経営面積は30,604㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。</p> <p>また、農地法第3条第2項の各号に規定されている農地等の権利移動の制限には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>それでは、引き続き担当農業委員の説明をお願いいたします。申請番号33号について、22番 臼井博史 委員に説明をお願いいたします。</p>
22番臼井	<p>それでは、33号について説明いたします。</p> <p>現地は、県道29号山香・国見線を国見総合支所から4kmほど赤根温泉の方へ上って行ったところに野田地区という地区がありまして、その中ほどにあります。</p> <p>県道29号はバイパスが出来ましたので、今まで通っていたところは旧道ということになります。■■■■■にあります。</p> <p>渡人は、この畑につきましては、運搬車が通るくらいの道しかありませんので、面積も狭いということで、なかなか鋤くだけという形で管理していました。</p> <p>そして、受人の■■■■■は高田に在住しているんですが、奥さんの実家の跡地のすぐ横に隣接しておりますので、一括して管理したい。そして、オリーブとか柿とか果樹を検討しているということです。</p> <p>両方の売買が出来ましたので、近隣の地主も了承を得ているということなので、私は問題ないと考えましたが、ご協議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号33号について事務局並びに担当農業委員の方よりご説明をいただきました。質問やご意見等ございましたらどうか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。それでは、質疑もご意見も無いようでありますので、議案第46号を承認する方の挙手を求めます。</p>
委 員	<p>(挙 手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。挙手多数により、議案第46号を承認させていただきます。</p> <p>次に議案第47号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第47号についてご説明いたします。案件は2件でございます。</p> <p>申請番号14号でございますが、土地は安岐町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積309㎡です。申請人は、安岐町 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。</p> <p>住所地である宅地に昭和30年ごろに居宅、平成10年ごろに農業用倉庫がそれぞれ建築されましたが、敷地をはみ出して一部が農地部分にかかっていたため、今回その部分を分筆し宅地とする追認の申請がされました。土地は、第2種農地です。</p> <p>次に申請番号15号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積397㎡です。申請人は、国東町 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、申請が住職及び代表理事を務める宗教法人 泉慶寺の駐車場が手狭であるため、駐車場を拡充するためです。土地は第2種農地です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明を終わらせていただきまして、地元農業委員の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号14号について、8番 麻生文則 委員に説明をお願いいたします。</p>
8番麻生	<p>申請番号14号について説明します。</p> <p>この土地は、今年の3月の総会の時に非農地の証明が出ていたところですが、大まかな位置は、安岐のキャノンとか空港団地がある西側の方になりまして、ちょうど [REDACTED] です。</p> <p>50年くらい前に家を建てて、2月か3月ごろに壊して、その後新築して現在はもう住まわれているんですけど、本人ははみ出していないと言うんですけど、畑の南の方に少し出ているということで、分筆してこんどの許可申請を出したものです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>申請番号15号について、21番 松井重信 委員にお願いします。</p>
21番松井	<p>申請番号15号をご説明いたします。</p> <p>場所は213号線より富来浦・赤根線を3kmほど上ったところ</p>

	<p>の北側100mくらい行った、[REDACTED]でございます。 [REDACTED]駐車場が狭くなったので転用することになりましたので、異議は無いと思いますがご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局並びに担当農業委員の方より説明をいただきました。 質問やご意見等ございませうか。 よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい</p>
議 長	<p>質疑も無いようでありますので、議案第47号を承認される方の挙手を求めます。</p>
委 員	<p>(挙 手)</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 挙手多数により、議案第47号を承認させていただきます。 次に、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第48号についてご説明いたします。案件は5件でございます。 まず、申請番号36号でございますが、土地は安岐町[REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積214㎡です。 渡人は、大分市[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]歳、受人は大分市[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]歳です。 申請事由は、渡人は市外在住のため農地管理が困難であるため、受人は住宅への進入路が狭く、また駐車場も手狭であるため進入路拡幅及び駐車場用地として利用するためです。 権利の設定は所有権の移転で、土地は第2種農地です。 次に申請番号37号でございますが、土地は国東町[REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積416㎡です。 貸主は、国東町[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]歳、借主は兵庫県川[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]歳です。 申請事由は、借主が県外から帰京するにあたり持ち家が無いの</p>

で、親である貸主の所有する申請地に住宅を建築し居住するためです。

権利の設定は、使用貸借権の設定で、土地は第2種農地です。

次に申請番号38号でございますが、土地は国東町

地目は畑 面積551㎡です。

渡人は、国東町 歳、受人は国東町 歳です。

申請事由は、渡人は受人からの要請により、受人は住職及び代表理事を務める宗教法人 寺の駐車場が手狭であるため、駐車場を拡充するためです。

先ほどの議案第47号の申請番号15番の案件と同一の事業です。権利の設定は、所有権の移転で土地は第2種農地です。

次に申請番号39号でございますが、土地は国東町

地目は田 面積475㎡です。貸主は、国東町

歳、借主は国東町 歳です。

申請事由は、貸主が高齢で農地として管理困難であるため、借主が借家住まいで持ち家が無いので、申請地に住宅を建築し居住するためです。

権利の設定は、使用貸借権の設定で、土地は第2種農地です。

最後に申請番号40号でございますが、土地は安岐町

地目は畑 面積735㎡です。

渡人は、安岐町 歳、受人は安岐町 歳です。

申請事由は、親である渡人と同居していた受人が、現在住宅が手狭であるため申請地に自己の住宅を建築し居住するためです。

また、農業用倉庫も老朽化しているため、同時に建築する計画です。

権利の設定は所有権の移転で、土地は第3種農地です。

以上でございます。

議長

引き続きまして担当農業委員のご説明をお願いします。

申請番号36号について、18番 徳部次義 委員に説明をお願いします。

18番徳部

36号の申請地の場所は、県道安岐・高田線の大分銀行安岐支店前の交差点から2kmくらい上って、のあります。そのの前になります。

	<p>作っておりません。畑作もしておりません。野菜なども植えておりません。管理するだけで、畔の草を切ったり田んぼを鋤いたりするくらいであります。</p> <p>それで、[]と[]については、[]の親が[]といとこで、[]はいとこの子になります。</p> <p>今、[]団地に居りますが、住宅を建てたいということで、喜代子さんの方をお願いしたような次第でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に申請番号40号について、31番 工藤節二 委員にお願いいたします。</p>
31番工藤	<p>申請番号40号について説明いたします。</p> <p>ここは、県道の糸原・杵築線が通っておりまして、この道路を行きますと[]というところがあります。その大添に入ったら信号機があります。[]というところに信号機があります。その信号から100mくらい杵築よりに行きまして、それから西側方向に30mくらい上ったところが、この申請地でございます。</p> <p>この申請地から30mくらい上に現在の住居があります。そして、この申請地に、現在は両親と一緒に居るんですが、古くなったということとちょっと狭くなったということで、今回この申請地に住宅と農業用倉庫を建てようということでもあります。</p> <p>親子関係の話は出来ているということでもありますので、何ら問題は無いと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第48号、5件あったわけではありますが、事務局、農業委員の方々よりご説明をいただいたわけであります。</p> <p>何かご質疑等ございませうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委 員	はい
議 長	<p>それでは、質疑等も無いようでありますので、議案第48号を承認する方の挙手を求めます。</p>

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手多数により議案第48号を承認させていただきます。</p> <p>次に議案第49号農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第49号農用地利用集積計画の利用権設定についてのご説明をいたします。</p> <p>今回の利用権設定は、総数で47筆 面積57,848㎡です。内訳は、新規設定が28筆 面積40,713㎡、更新設定が19筆 面積17,135㎡です。</p> <p>また、地区別の内訳ですが、国見地区は今回ございません。国東地区が32筆33,531㎡、武蔵地区も今回ございません。安岐地区が15筆24,317㎡です。</p> <p>詳細につきましては、議案書の6ページから8ページに一覧表にして記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から説明のありました、農用地利用集積計画について、質問やご意見等ありませんでしょうか。</p> <p>何でも結構ですが、ありませんでしょうか。</p> <p>よございますか。</p>
委員	はい
議長	<p>それでは、質疑等も無いようでありますので、議案第49号を承認される方の挙手を求めます。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手多数により、議案第49号を承認させていただきます。</p> <p>次に、議案第50号農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第50号農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)の利用権設定についてご説明いたします。</p>

	<p>今年度から始まりました、農地中間管理事業により利用権設定について、従来議案と別議案として提案しております。</p> <p>内訳は、総数で2筆、面積1,833㎡です。これは、従前の利用集積計画と同じように農地中間管理事業におきましても、農業委員会で決定を行うというふうになっておりまして、農地中間管理機構から国東市の方に通知が参りましたものを、議案として審議をいただくものであります。以上です。</p>
議長	何かご質疑等ございませんでしょうか。
4番小野	これは、貸し付けになるんですか、買い取りになるんですか。
議長	<p>貸すだけです。</p> <p>今まで、相対で貸したりしておりましたわね。ところがここにきて、ここが多くしている人に責任もって、この田んぼはどうかと農業公社の方が、中間管理事業をやっているところが、お世話するんです。</p> <p>まず、そこに皆さん方も、もう作れないなと思うような物があつたら、ここに貸し出す。そこが今度、大体世話をしてくれるというような格好になるんです。</p>
30番金澤	反別はどのようになるんですか。
議長	<p>その場合ですね、残すのは畑があるではないかという場合は、1反以内だけは自分で作っていいです。後の手持ちは全部出してください。と言うことですから、私が作れない1反だけ出そうとかいうのでは悪いんで、1反以内だけ残して、あとは全部出す。</p>
21番松井	この事務所はどこにあるんですか。
議長	大分市の舞鶴町です。農業会館の横です。
21番松井	やりたい時は、直接そこに申し込むんですか。
議長	それは、市役所の農政課で私はこうこうしたいという手続きをすれば、ここに上げて、そしてこれが向こうに登録されて、そして何か月後かそういうあれで、その前に反当何ぼくらいで貸すか

	<p>という話になるんですが、自分が作れないくらいあるんですから、荒らさないで済むんだから、反当何ぼとかの話では無いんだから、最低、固定資産税くらいまず要求してもらえるようになっているんです。</p> <p>この事業がよくわかっていないと、俺はまだどんどんするんだというんならいいんですが、もうなかなか出来ないな、隣の人に貸すと言っても隣の人も年だしというような話の時には、自分が作る1反以内、それだけ残して全部貸さなければいけない。2枚だけ貸そうかというのはそれはだめなんです。</p> <p>もう、自分のは1反以内で畑仕事にしようとかいうことで、あとは全部ここに出す。</p> <p>もう、私は農業法人に元々出しているんです。それがあから、これだけ…。</p>
4番小野	畑と田と全体で……。
議長	<p>全体です。とにかく、全部、1反以下で全部貸さないといけないということです。</p> <p>残さなくてもいいんです。残す場合は1反以内ということなんです。</p>
5番糸永	管理は責任を持ってくれるんですか。
議長	<p>それは、間違いなく向こうが責任を持ってくれます。</p> <p>もし、作れないとあって、借り手も無いような状況があれば、こういうお話を少ししてあげると良いのかなと思います。</p> <p>基本は、農地を荒らさないで、農業振興のために1枚でも多くみんなに作ってもらおうというのが、私たちの基にある仕事なんです。</p> <p>何か、その他質疑が無いようでありますれば、この議案50号についての賛成の挙手を求めますが、よろしゅうございますか。</p>
委員	はい
議長	それでは、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第50号を承認させていただきます。</p> <p>次に、議案第51号農用地利用配分計画(農地中間管理事業分)について、事務局よりの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案の説明の前に、今話に出た中間管理事業のことについてですけれど、これは現在、国東市に人・農地プランが作成されている地域が12くらいあると聞いているんですけれど、その土地でないと中間管理機構は受けないということのようであります。</p> <p>ですから、国東市内どこでもここでもということではなく、人・農地プランが国東市内全域に作成されないと、なかなか中間管理事業によってかなりの量を賄うというところまでは、まだ行かないのかなと、これからの成り行きに掛かっているのかなと言うことを報告いたします。</p>
29番花木	<p>市の農業公社との関係はどのようになっているのですか。</p>
議 長	<p>それとは、ちょっと関係はありません。</p> <p>この中間管理事業の仕事をしているところが、大分県農業農村振興公社で、この中に中間管理をやっているところがあるんです。</p>
29番花木	<p>その申請をするのには、今言われたように、どことどこの地区が対象になるんですか。</p>
議 長	<p>それは、ちょっと人・農地プランは農政課の担当になりますので、今日はわかりません。</p>
事 務 局	<p>議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第51号農用地利用配分計画(農地中間管理事業分)について、ご説明申し上げます。</p> <p>先ほどの議案第50号の分が、出し手から中間管理機構が借り受ける分でしたけれども、これは中間管理機構が借受け人に貸すという計画の案でございます。</p> <p>法的な位置付けなんですけれども、先ほどの議案第50号は、これまでの農地利用集積と同じように農業委員会が決定するというので、正式に議案に掛けましたけれども、この次の段階、農地中間管理機構から借受け人に貸すことの決定については、こ</p>

	<p>の決定は県知事が行いますので、農業委員会は意見を求められるという位置付けなので、決定ではないんですけど、委員さんの意見を伺うことに変わりはないので、今回同じく議案という形で提案させていただいております。</p>
議 長	<p>この関係、分かりにくいかと思しますので、質問をしてください。</p>
30番金澤	<p>公社を通さないで、直接借り手と契約した方がいいのではないですか。</p>
議 長	<p>それは、先ほど申し上げたように賃借料が入ってきません。</p>
30番金澤	<p>貸した人からもらえばいいんじゃないですか。</p>
議 長	<p>今ですね、反当幾らとかしていたら、借り手はいない。草刈だけでも大変で、草を刈ってくれて荒らさないようにしてくれれば100点で、幾らくれないといけないとかいった話は出来ない。</p> <p>ところが、中間管理機構はそういうお世話を、国を挙げてしている事業ですから…。</p>
30番金澤	<p>作れないようになったらどうなるんですか。また、公社に戻すんですか。</p>
議 長	<p>それは、そういうことです。</p>
29番花木	<p>今度の農地利用状況調査で出てきた中で、田など草刈はしているけれど耕作していない、結局管理だけはしているところが出ていますけれど、本人にこれから先どうするんだろうかと確認した時に、もう誰でも借り手があったら貸したいんだけど、山間部でイノシシとかの問題があって、作ってくれる人が無いからというんですが、そういうのはどういふふうな処置をすればいいのか、それと田んぼを荒らして耕作していないのは、何処まで私たちが立ち入り出来るのか、本人が貸してもいいと言え、中間管理機構に聞いて見てというようなことを進めていいんですか。</p>
議 長	<p>さっき言った、農政課で人・農地プランに入っているかどうか</p>

	<p>というのがまずあります。</p>
29番花木	<p>一人の人が、例えば5反なら5反持っていて、それを全部出して、そして借り手は別々でもいいんですか。</p>
議長	<p>借り手は、別々でもいいです。 質問も色々あるみたいですから、農政課の担当に説明してもらったらいいんだけど…。</p>
事務局	<p>次回の総会の時にでも、農政課に説明してくれるよう頼んでみます。</p>
議長	<p>人・農地プランと農地中間管理機構について、説明をしてもらいましょう。</p>
事務局	<p>一点よろしいでしょうか、借りる側の方なんですけど、これは年に1回、4月から9月までの間に公募するようになっているので、この期間に借りたいというのを公社の方に申し出ししないとけない。1回登録すると1年間有効なんですけれど、それが借りるための前提条件になります。 今年、初めての年なので、今3回目の募集を行っているみたいですが、落ち着いて来れば年1回の公募期間で募集を受けて、その方だけしか借りる権利がない、といった形になります。</p>
議長	<p>まあ、詳細というかこまごまとした点もあるので、私なりに自分で見たりして、こんな話をしましたが、農政課の方に次回の時にでもお話してもらおうようにしてみますので、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>それでは、議案第51号を承認する方の挙手を求めたいと思います。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 議案第51号につきまして、承認させていただきます。</p>

以上で、本日の議案の審議を終了させていただきます。